

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月30日
【会社名】	株式会社タムロン
【英訳名】	Tamron Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鯨坂 司郎
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地
【電話番号】	(048)684-9111(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員経営企画室長 野中 秀行
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地
【電話番号】	(048)684-9111(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員経営企画室長 野中 秀行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年3月26日開催の当社第73期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2020年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭とする。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき43円、配当総額1,114,579,178円とする。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月27日とする。

第2号議案 株式会社ニューウェルの株式の取得（特定の株主からの自己株式取得に準ずる手続による取得）の件

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、鯨坂司郎氏、桜庭省吾氏、阿保正行氏、増成弘治氏、北爪泰樹氏、大塚博司氏、張勝海氏、大谷真人氏、岡安朋英氏、佐藤勇一氏、片桐春美氏の11氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	228,605個	99個	0個	99.83%	可決
第2号議案 株式会社ニューウェルの株式の取得 (特定の株主からの自己株式取得に 準ずる手続による取得)の件	178,404個	123個	0個	99.78%	可決
第3号議案 取締役11名選任の件					
鯨坂 司郎	225,606個	2,590個	508個	98.53%	可決
桜庭 省吾	226,268個	2,436個	0個	98.81%	可決
阿保 正行	226,268個	2,436個	0個	98.81%	可決
増成 弘治	226,266個	2,438個	0個	98.81%	可決
北爪 泰樹	226,265個	2,439個	0個	98.81%	可決
大塚 博司	226,264個	2,440個	0個	98.81%	可決
張 勝海	226,267個	2,437個	0個	98.81%	可決
大谷 真人	226,268個	2,436個	0個	98.81%	可決
岡安 朋英	226,267個	2,437個	0個	98.81%	可決
佐藤 勇一	228,366個	338個	0個	99.73%	可決
片桐 春美	228,360個	344個	0個	99.73%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。なお、株式会社ニューウェル及び株式会社ニューウェルの株主は、会社法第160条第4項の定めにより当該議案につき議決権を行使することができないため、株式会社ニューウェル及び株式会社ニューウェルの株主の有する議決権は上記の賛成、反対及び棄権の議決権数には加算しておりません。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上